

設計図書

(起工)

業務番号 7壱建住第2号

業務名 市営住宅消防用設備等点検業務

履行場所 壱岐市内

長崎県壱岐市

令和7年度市営住宅消防用設備等点検業務

□ 点検個所

◇ 今宮団地

床面積：347.10㎡、延べ面積：632.27㎡、RC2階建

用途：5項一（□） 共同住宅 非特定防火対象物

- ① 消火器具点検 消火器 ABC粉末 5本
- ② 非常警報器設備点検 一式（装置4台、ベル8個）

◇ 上町団地（B棟）

床面積：294.48㎡、延べ面積：535.38㎡、RC2階建

用途：5項一（□） 共同住宅 非特定防火対象物

- ① 消火器具点検 消火器 ABC粉末 5本
- ② 自動火災報知設備点検 一式（受信機8面、感知器8個）
- ③ 非常警報器設備点検 一式（装置2台、ベル2個）

◇ 寺頭団地（A棟）

床面積：267.93㎡、延べ面積：529.92㎡、RC2階建

用途：5項一（□） 共同住宅 非特定防火対象物

- ① 消火器具点検 消火器 ABC粉末 5本
- ② 非常警報器設備点検 一式（装置2台、ベル2個）

◇ 寺頭団地（B棟）

床面積：512.25㎡、延べ面積：1,019.48㎡、RC2階建

用途：5項一（□） 共同住宅 非特定防火対象物

- ① 消火器具点検 消火器 ABC粉末 9本
- ② 非常警報器設備点検 一式（装置4台、ベル4個）

◇ 新瀬戸団地（A棟）

床面積：329.18㎡、延べ面積：925.12㎡、RC3階建

用途：5項一（□） 共同住宅 非特定防火対象物

- ① 消火器具点検 消火器 ABC粉末 6本

◇ 新瀬戸団地（B棟）

床面積：356.60㎡、延べ面積：1,007.75㎡、RC3階建

用途：5項一（□） 共同住宅 非特定防火対象物

- ① 消火器具点検 消火器 ABC粉末 7本
- ② 非常警報器設備点検 一式（装置6台、ベル8個）

◇ 新瀬戸団地（C棟）

床面積：347.29㎡、延べ面積：1,041.87㎡、RC3階建

用途：5項一（□） 共同住宅 非特定防火対象物

- ① 消火器具点検 消火器 ABC粉末 6本
- ② 非常警報器設備点検 一式（装置3台、ベル3個）

◇ 桜木団地

床面積：521.25㎡、延べ面積：1,019.48㎡、RC2階建

用途：5項一（□） 共同住宅 非特定防火対象物

- ① 消火器具点検 消火器 ABC粉末 7本
- ② 自動火災報知設備点検 一式（受信機16面、感知器52個）
- ③ 非常警報器設備点検 一式（装置4台、ベル4個）

◇ 久喜団地（住民センター含む）

床面積：269.40㎡、延べ面積：1,001.13㎡、RC4階 地下1階

用途：16項一（□） 非特定防火対象物

- ① 消火器具点検 消火器 ABC粉末 11本
- ② 自動火災報知設備点検 一式（受信機1面、感知器54個）
- ③ 誘導灯設備点検 一式

◇ 目坂団地（共同店舗含む）

床面積：324.0㎡、延べ面積：1,470.96㎡、RC4階建

用途：16項一（イ） 特定防火対象物

- ① 消火器具点検 消火器 ABC粉末 10本
- ② 自動火災報知設備点検 一式（受信機1面、感知器11個）
- ③ 誘導灯設備点検 一式（1台）

◇ 津ノ宮団地

床面積：269.4㎡、延べ面積：1,001.12㎡、RC3階建

用途：5項一（□） 共同住宅 非特定防火対象物

- ① 消火器具点検 消火器 ABC粉末 13本
- ② 非常警報器設備点検 一式（装置6台、ベル6個）

◇ 北中尾団地

床面積：323.96㎡、延べ面積：1,345.84㎡、RC4階建

用途：5項一（□） 共同住宅 非特定防火対象物

- ① 消火器具点検 消火器 ABC粉末 9本
- ② 非常警報器設備点検 一式（装置4台、ベル8個）

◇ 古城団地（1棟、2棟、3棟、4棟）

1棟 延べ面積：1,368㎡、RC4階建

2棟 延べ面積：1,521㎡、RC4階建

3棟 延べ面積：1,992㎡、RC4階建

4棟 延べ面積：1,994㎡、RC4階建

用途：5項一（□） 共同住宅 非特定防火対象物

- ① 消火器具点検 消火器 ABC粉末 60本

◇ 古城団地（平屋8棟）

16棟 床面積：80.8㎡ 準耐平、17棟 床面積：80.8㎡ 準耐平、
18棟 床面積：126.4㎡ 準耐平、19棟 床面積：126.4㎡ 準耐平、
20棟 床面積：126.4㎡ 準耐平、21棟 床面積：126.4㎡ 準耐平、
21棟 床面積：126.4㎡ 準耐平、22棟 床面積：161.6㎡ 準耐平、
用途：5項－（□） 共同住宅 非特定防火対象物

① 消火器具点検 消火器 ABC粉末 13本

◇ 永田団地（A棟・B棟）

A棟 床面積：877㎡、RC3階、A棟 床面積：889㎡、RC3階
用途：5項－（□） 共同住宅 非特定防火対象物

① 消火器具点検 消火器 ABC粉末 18本

◇ 上町団地A棟

延べ面積：602㎡、RC2階建

用途：5項－（□） 共同住宅 非特定防火対象物

① 消火器具点検 消火器 ABC粉末 5本

◇ 喜応寺ヶ丘団地（1棟、2棟、3棟）

1棟 床面積：279.9㎡、RC2階建

2棟 床面積：296.6㎡、RC2階建

3棟 床面積：393㎡、RC2階建

用途：5項－（□） 共同住宅 非特定防火対象物

① 消火器具点検 消火器 ABC粉末 16本

◇ 赤滝団地

A棟 延べ面積：1,053.6㎡、RC3階建

B棟 延べ面積：1,053.6㎡、RC3階建

用途：5項－（□） 共同住宅 非特定防火対象物

① 消火器具点検 消火器 ABC粉末 24本

◇ 天ヶ原団地（3棟）

1棟 延べ面積：944.08㎡、RC2階建

A棟 延べ面積：502.88㎡ RC2階建

B棟 延べ面積：502.88㎡ RC2階建

用途：5項－（□） 共同住宅 非特定防火対象物

① 消火器具点検 消火器 ABC粉末 8本

◇ 白水団地（A棟・B棟）

床面積：642㎡、RC2階建

用途：5項－（□） 共同住宅 非特定防火対象物

① 消火器具点検 消火器 ABC粉末 10本

◇ 新中尾団地

床面積：延べ面積：1,175.4㎡、RC4階建

用途：5項－（□） 共同住宅 非特定防火対象物

① 消火器具点検 消火器 ABC粉末 9本

令和7年度 消防用設備等点検業務 数量総括表

項目			単位	今宮	上町B棟	寺頭A棟	寺頭B棟	新瀬戸A棟	新瀬戸B棟	新瀬戸C棟	桜木	久喜(住民センター含む)	目板(共同店舗含む)	津ノ宮	北中尾	古城	永田A・B	上町A棟	嘉応寺ヶ丘	赤滝A・B	天ヶ原	白水A・B	新中尾	合計			
消火器具点検 (機器点検)	外観点検	基本料金	式	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	20		
		粉末消火器小型 (加圧式)	本										2													2	
		粉末消火器小型 (蓄圧式)	本	5	5	5	9	6	7	6	7	7	9	10	13	9	73	18	5	16	24	8	10	9	254		
	内部及び機能に関する点検	基本料金	式	1								1	1	1	1	1	1		1				2		10		
粉末消火器小型 (加圧式)		本																									
粉末消火器小型 (蓄圧式)		本	1								1	1	1	1	1	1		1				2		10			
自動火災報知設備点検	総合点検	基本料金	式		1						1	1	1												4		
		受信機	P型2級	面									1	1												2	
		受信機	P型3級	面		8						16															24
		中継器		回線																							
		ｽﾌﾟﾙ型感知器	差動式	個								36	35	9													80
		ｽﾌﾟﾙ型感知器	定温式	個		8						16	19	2													45
		煙感知器	光電式	個		20								1													21
		発信機	P型2・3級	個										4	1												5
		音響装置	電鈴点検	個										5	2												7
		表示器	表示灯点検	個										4													4
		電源点検	予備電池含む	式		9						17	1	1													28
配線点検	絶縁測定	式		9						17	1	1													28		
非常警報器設備点検	総合点検	基本料金	式	1	1	1	1		1	1	1			1	1										9		
		操作装置		台	4	2	2	4		6	3	4			6	4										35	
		一体型装置		台						1	1															2	
		起動装置	押しボタン	個	4	2	2	4		6	3	4			6	4										35	
		音響装置	非常ベル	個	8	2	2	4		8	6	4			6	8										48	
		表示灯		個	4	2	2	4		6	3	4			6	4										35	
		常用電源		式	1	1	1	1		1	1	1			1	1										9	
		予備電源		式	8	2	2	4		1	1	4			6	4										32	
配線点検		式	1	1	1	1		1	1	1			1	1										9			
誘導灯設備点検	機器点検	基本料金	式									1	1												2		
		設置台数		台									中型2台	小型1台												3	
		電源点検	予備電池含む	式									2	1												3	
		配線点検	絶縁測定	式									2	1												3	
戸数			戸	10	8	8	16	12	8	15	16	9	24+8	12	20	138	36	8	16	48	16	12	16				
備考																											

※消防用書類作成費については、消火器具点検の中にも含むものとする。

防災設備点検共通仕様書

1 適用

本仕様書は、消防法、消防法施行令（昭和36年政令第37号）、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）及びこれに基づく告示等に定める消防用設備等の法定点検並びにその結果に応じ実施する保守に適用する。

2 点検・保守

1. 定期点検は、定められた期間ごとに所轄の消防長に報告する。報告期間は次のとおりとする。

①特定防火対象物 . . . 1年に1回

②非特定防火対象物 . . . 3年に1回

2. 点検の基準、期間及び結果報告書の作成は、表1によるほか、消防用設備等の点検の基準及び点検結果報告書等について定める消防庁告示を遵守し適切に実施する。

3. 点検は、表1に定める資格を有する者が行うものとする。

4. 点検にあたり、他の消防用設備等の範囲と重複する場合は、当該消防用設備等の点検実施者と連携を図り行うものとする。

5. 点検の実施にあたっては、施設管理者と十分に協議を行い、入居者等に対する危害防止を図るものとする。

表1 消防用設備等の種類別の点検資格、点検周期（平成16年消防庁告示第9号及び第10号）

消防用設備等の種類		点検資格		点検周期		
		消防設備士 (甲種・乙種)	消防設備 点検資格者	機器 点検	総合 点検	
消防の用に供する設備	消火設備	消火器具	第6類	第1種	1回/6月	1回/年
		屋内消火栓設備、屋外消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備	第1類			
		泡消火設備	第2類			
		不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備	第3類			
		動力消防ポンプ設備	第1類、第2類			
	警報設備	自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備	第4類	第2種	1回/6月	1回/年
		漏電火災警報器	第7類			
		消防機関へ通報する火災報知設備	第4類			
		非常警報設備	第4類、第7類			
	避難設備	避難器具（すべり台、避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋その他）	第5類	第2種	1回/6月	1回/年
		誘導灯及び誘導標識	第4類、第7類（注）			
	消防用水		第1類、第2類	第1種	1回/6月	
	消火活動上必要な施設	排煙設備	第4類、第7類	第2種	1回/6月	1回/年
連結送水管		第1類、第2類	第1種			
連結散水設備		第1類、第2類	第1種			
非常コンセント設備、無線通信補助設備		第4類、第7類	第2種			
非常電源・配線等	非常電源専用受電設備、蓄電池設備、自家発電設備、燃料電池設備	非常電源、配線又は総合操作盤が附置される各消防用設備等の点検資格を有する者		1回/6月	1回/年	
	配線					
	総合操作盤			1回/6月		

注）第4類（甲種・乙種）又は第7類（乙種）のうち、電気工事士又は電気主任技術者の免状の交付を受けている者

※ 本表に記載のない特殊消防用設備等についての点検資格及び点検周期は特記による。

特記仕様書（市営住宅共通）

1. 消防用設備等の保守点検業務については、市営住宅入居者等の生命に直接影響するため、確実な業務遂行を行うこと。
2. 特定防火対象物（目坂団地）の保守点検は、消火器具については、機器点検を6ヶ月に1回、自動火災警報設備及び非常警報設備については、機器点検を6ヶ月に1回、総合点検を1年に1回実施すること。
2. 非特定防火対象物の保守点検は、消火器具については、機器点検を1年に1回、自動火災警報設備及び非常警報設備については、総合点検を1年に1回実施すること。
3. 保守点検後は、業務報告書（検査写真等）を監督職員に提出すること。また、法に基づく点検結果報告書を監督職員及び消防長へ提出すること。
4. 検査写真は、項目順に整理して添付し、機器の取り外しを行う感度試験等についても、実施中の検査写真の添付をもらさないこと。
5. 点検時は、保守及び機能の維持を目的に行うため、突発的なトラブルに即時対応出来る体制で行うこと。
6. 即時対応が必要な部品の交換や修理又は補修を要するときは、監督職員に概要を報告し、指示を得ること。
7. 保守点検等の実施については、事前にその内容、注意事項、業務期間及び連絡先等を監督職員と協議のうえ、住宅管理人等に連絡を行い、掲示板等に掲示すること。また、掲示した掲示物については、業務完了後、速やかに回収すること。
8. 保守点検のために各戸を訪問する時は、実施日等を記載した文書を作成し、配布する等の方法により周知を図るとともに入居者の理解と協力を得られるよう努めること。
9. その他の事項については、両者協議のうえ、決定するものとする。

	団地名	用途	区分
A	今宮団地	5項（口）	非特定防火対象物
B	上町団地（B棟）	5項（口）	非特定防火対象物
C	寺頭団地（A棟）	5項（口）	非特定防火対象物
D	寺頭団地（B棟）	5項（口）	非特定防火対象物
E	新瀬戸団地（A棟）	5項（口）	非特定防火対象物
F	新瀬戸団地（B棟）	5項（口）	非特定防火対象物
G	新瀬戸団地（C棟）	5項（口）	非特定防火対象物
H	桜木団地	5項（口）	非特定防火対象物
I	久喜団地（住民センター含む）	16項（口）	非特定防火対象物
J	目坂団地（共同店舗含む）	16項（イ）	特定防火対象物
K	津ノ宮団地	5項（口）	非特定防火対象物
L	北中尾団地	5項（口）	非特定防火対象物
M	古城団地（1～4棟、平屋8棟）	5項（口）	非特定防火対象物
N	永田団地（A, B棟）	5項（口）	非特定防火対象物
O	上町団地（A棟）	5項（口）	非特定防火対象物
P	喜応寺ヶ丘団地（1, 2, 3棟）	5項（口）	非特定防火対象物
Q	赤滝団地（A, B棟）	5項（口）	非特定防火対象物
R	天ヶ原団地（3棟）	5項（口）	非特定防火対象物
S	白水団地（A, B棟）	5項（口）	非特定防火対象物
T	新中尾団地	5項（口）	非特定防火対象物

団地名	種別	形式	製造年	経過年	箇所	薬剤詰替	履歴(機能点検)	外観点検	内部及び機能点検
上町A棟	ABC粉末	蓄圧式	2017	8	1階 通路東側			1	
	ABC粉末	蓄圧式	2017	8	1階 通路西側			1	
	ABC粉末	蓄圧式	2017	8	2階 通路東側			1	1
	ABC粉末	蓄圧式	2017	8	2階 通路西側			1	
	ABC粉末	蓄圧式	2017	8	屋外 LPガス用			1	
計							5	1	
喜応寺ヶ丘	ABC粉末	蓄圧式	2023	2	1棟 1階 2箇所 2階 3箇所			5	
	ABC粉末	蓄圧式	2023	2	2棟 1階 2箇所 2階 3箇所			5	
	ABC粉末	蓄圧式	2023	2	3棟 1階 3箇所 2階 3箇所			6	
計							16	-	
赤滝	ABC粉末	蓄圧式	2023	2	A棟 1,2,3階 各階4箇所			12	
	ABC粉末	蓄圧式	2023	2	B棟 1,2,3階 各階4箇所			12	
計							24	-	
天ヶ原	ABC粉末	蓄圧式	2023	2	A棟 1階2箇所,B棟 1階2箇所			4	
	ABC粉末	蓄圧式	2023	2	8戸の間に各1箇所(1/2戸)			4	
計							8	-	
白水	ABC粉末	蓄圧式	2016	9	A棟 1,2階 各階2箇所			4	1
	ABC粉末	蓄圧式	2016	9	B棟 1,2階 各階2箇所			4	1
	ABC粉末	蓄圧式	2016	9	A棟,B棟 1階屋外 各1箇所			2	
計							10	2	
新中尾	ABC粉末	蓄圧式	2023	2	1,2,3,4階 各階2箇所			8	
	ABC粉末	蓄圧式	2023	2	屋外 1箇所			1	
計							9	-	
合 計							256	10	

※外観点検 半年毎に全数実施(自主点検含む)

※内部及び機能点検 蓄圧式:製造日から5年を経過したもの(半年ごとに10%実施5年で全数実施)

加圧式:製造日から3年を経過したもの(半年ごとに10%実施5年で全数実施)